

1. 件名：福島第一原子力発電所におけるG1タンクエリア火気監視員の被服汚染に係る面談

2. 日時：令和2年3月6日（金）16：00～16：30

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、宇野課長補佐、高松専門職

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当3名

5. 要旨：

- 東京電力ホールディングス株式会社より、2月21日に発生した協力企業の火気監視員の被服汚染について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 管理対象区域内のH5エリア（Gゾーン）倉庫には過去に使用した耐火服が保管されていたが、火気監視員はその耐火服を着たまま退域し、体表面モニタによる検出で汚染が確認された。
  - 火気監視員は、物品を持ち出す際のルールに基づき搬出しなかったが、そのルールを失念し、着衣したまま入退域管理棟に移動したため汚染が確認された。
  - 応急対策として、管理対象区域内の当該協力企業の倉庫全てをサーベイし、汚染した耐火服等が無いことを確認するとともに、物品を持ち出す際のルールを再周知した。
- 東京電力ホールディングス株式会社より、黄色アノラックの使用開始について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 透明のアノラックの在庫が少なくなってきたため、黄色のアノラックを代用品として使用すること。黄色のアノラックを使用することで、目視によるAPDの所持確認ができなくなることから、線量表示装置を用いて確認を行うこと。
- 原子力規制庁は上記の内容を確認し、以下の対応を求めた。
  - 入所教育時に物品を持ち出す際のルールに関して、更なる教育資料の追加等について検討を行うこと。
  - 装備品の在庫を適切に確保できるように、複数の調達先から装備品等を確保できるように検討すること。

6. その他

資料：G1タンクエリア火気監視員の被服汚染

黄色アノラックの使用開始について